

○明和町議会傍聴規則

昭和62年 7 月30日

議会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(一般席の定員)

第 3 条 一般席の定員は、25人とする。

(傍聴の手続等)

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

4 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を携帯している者。ただし、第 7 条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、前項第 1 号及び第 2 号に規

定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 携帯電話端末その他電子機器等により、音又は光を発しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。
ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日議会規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月7日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月7日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和８年７月21日議会規則第１号）

この規則は、令和８年７月21日から施行する。